

# TAIYO YUDEN

## 第83期

# 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日(木曜日)  
午後2時(受付開始 午後1時30分)

開催場所

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
JPタワー ホール&カンファレンス  
(KITTE 4階)ホール

決議事項(議案)

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

太陽誘電株式会社 証券コード: 6976

インターネット等及び郵送による議決権行使期限  
2024年6月26日(水曜日)午後5時まで



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/6976/>



## 第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第83期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト

[https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/shm\\_presentation.html](https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/shm_presentation.html)



### 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東京証券取引所ウェブサイトへアクセスし、銘柄名（太陽誘電）又は証券コード（6976）を入力、検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当日ご来場いただけない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁の「議決権行使等についてのご案内」に従って、**2024年6月26日（水曜日）午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

**日 時** 2024年6月27日(木曜日)午後2時(受付開始 午後1時30分)

**場 所** 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
JPタワー ホール&カンファレンス(KITTE 4階)ホール

**目的事項**

**報告事項** 第83期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項** 第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件  
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

■ 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては法令及び当社定款の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。

[事業報告]

- 主要な営業所及び工場
- 従業員の状況
- その他当社グループの現況に関する重要な事項
- 株式の状況
- 新株予約権等に関する事項
- 責任限定契約の内容の概要
- 補償契約の内容の概要
- 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制の決議の内容及び運用状況の概要
- 株式会社の支配に関する基本方針

[連結計算書類]

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結計算書類の連結注記表

[計算書類]

- 貸借対照表
- 株主資本等変動計算書
- 損益計算書
- 計算書類の個別注記表

■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

# 議決権行使等についてのご案内

# 1



## インターネット等による議決権行使

行使期限 2024年6月26日(水曜日) 午後5時まで

### ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

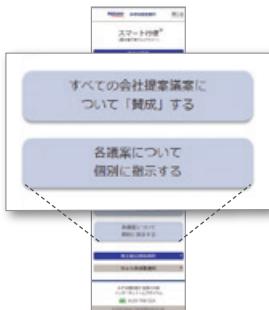
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載の  
QRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は  
株式会社デンソーウェブの  
登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での 議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容  
を変更する場合は、お手数  
ですがPC向けサイトへアク  
セスし、議決権行使書用紙  
に記載の「議決権行使コー  
ド」・「パスワード」を入  
力してログイン、再度議決  
権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っ  
ていただくと、PC向けサイ  
トへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

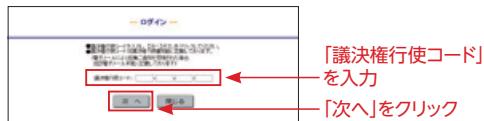
議決権行使  
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を  
入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 2



## 郵送による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

**行使期限** 2024年6月26日(水曜日) 午後5時必着

### 議決権行使書用紙の記入方法

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 株  
 ○○○○ 御中  
 ××××年 ×月××日  
 議決権行使書  
 1. \_\_\_\_\_  
 2. \_\_\_\_\_  
 3. \_\_\_\_\_  
 4. \_\_\_\_\_  
 反対する候補者番号を隣の空欄に記入  
 ○○○○○○○

### 第3号議案、第4号議案について

- 全員賛成の場合 → 「賛」に○印
- 全員反対の場合 → 「否」に○印
- 一部候補者に反対の場合 → 「賛」に○印をし、  
反対する候補者番号を隣の空欄に記入

# 3



## 会場での議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。

当日ご出席の場合は、インターネット等又は書面（郵送）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

**開催日時** 2024年6月27日(木曜日) 午後2時

**受付** 午後1時30分

### 議決権行使のお取り扱いについて

- 議決権行使書用紙において、各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示がなされたものとして取り扱わせていただきます。
- 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

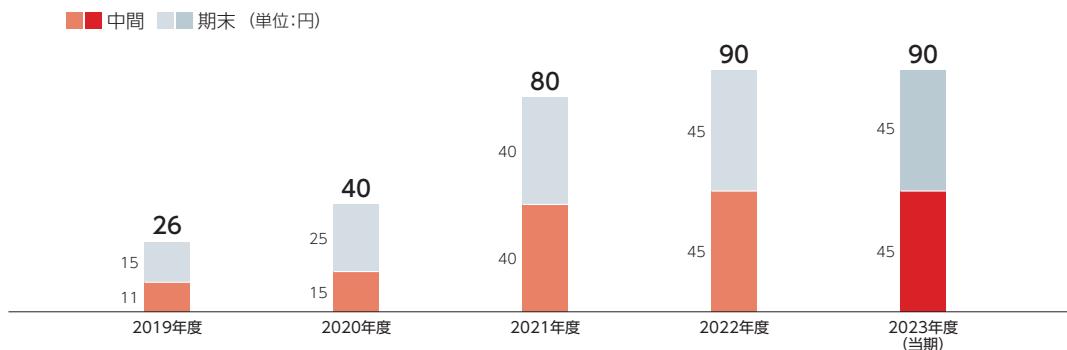
### 第1号議案 剰余金の配当の件

株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、配当の安定的な増加に努めております。当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき45円とさせていただきたいと存じます。

## 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類	金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 45円 総額 5,608,219,005円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月28日

### ご参考 1株当たり配当金の推移



▶ 剰余金の配当等に関する基本方針については、43頁をご覧ください。



## ■ 移行の概要

	監査役会設置会社 (現在の体制)			監査等委員会設置会社 (移行後の体制)		該当する 議案
変更となる機関	監査役会			監査等委員会		
選任	取締役と監査役を選任			監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を 区別して選任		
任期	取締役 1年			取締役(監査等委員である取締役を除く) 1年		第2号議案
	監査役 4年			監査等委員である取締役 2年		
重要な業務執行 の決定	取締役への委任不可			法定のものを除き、全部又は一部を取締役(監査 等委員である取締役を除く)に委任することがで きる		
構成	取締役 7名 (うち社外取締役3名)		▶	取締役 10名(うち社外取締役5名)		
	監査役 4名 (うち社外監査役2名)			取締役(監査等委員である取締役を除く) 7名(うち社外取締役3名)		第3号議案
役員報酬	金銭報酬	取締役(社外取締役含む) 年額5億円以内 (うち社外取締役分4,000 万円以内)	金銭報酬	取締役(監査等委員である取締役を除く) 年額5億円以内 (うち社外取締役分4,000万円以内)	第6号議案	
		監査役 月額800万円以内		監査等委員である取締役 月額800万円以内	第7号議案	
	株式報酬	取締役(社外取締役含む非 業務執行取締役除く)	株式報酬	取締役(監査等委員である取締役及び社外 取締役を含む非業務執行取締役を除く)	第8号議案	
		株式報酬型ストックオプション ・年額2億円以内 ・新株予約権の総数(上限) 500個 ・当社普通株式50,000株以内		役位別譲渡制限付株式報酬 ・年額5,000万円以内 ・当社普通株式12,500株以内		
				業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬 ・年額1億5,000万円以内 ・当社普通株式37,500株以内		

# 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

- (1) 当社は、監査等委員会設置会社に移行することにより、重要な業務執行の決定について業務執行取締役へ権限委譲を進め意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)が取締役会における議決権を持つことにより監督機能を強化することで、コーポレートガバナンス体制及び内部統制体制を強化・充実させ更なる企業価値向上を目指したいと存じます。本移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除、並びに監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則の新設を行うものであります。
- (2) 単元未満株式を所有する株主の皆様への利便性を考慮し、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入し、併せて単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、第9条(単元未満株式についての権利)及び第10条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。
- (3) その他、旧商法に基づく条文の削除、条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は太陽誘電株式会社と称し、英文では TAIYO YUDEN CO., LTD.と記載する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>太陽誘電株式会社</u> と称し、英文では、 <u>TAIYO YUDEN CO., LTD.</u> と記載する。
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ~11. (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業を営むことを目的とする。</u> 1. ~11. (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、 <u>本店を東京都中央区に置く。</u>

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>第5条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は3億株とする。</p> <p>第7条～第8条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第9条～第11条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎事業年度の末日後3ヶ月以内に招集する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査等委員会 (3)会計監査人</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第5条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3億株とする。</p> <p>第7条～第8条(現行どおり)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第11条～第13条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日後3ヶ月以内に招集する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第13条～第16条(条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役) 第20条 当社は取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p>	<p>第15条～第18条(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第24条(条文省略)</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条(現行どおり)</p> <p>2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条(現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条(現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第29条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第27条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第28条 監査役は株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前条3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規則)  第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</u></p> <p>(報酬等)  第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約)  第34条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第35条～第38条(条文省略)</p> <p>(<u>転換社債の転換と剰余金の配当等</u>)  第39条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当の支払いについて、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に転換があったものとみなして支払うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則)  第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第33条～第36条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>[附則]  (<u>監査役との責任限定契約に関する経過措置</u>)  第83期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</p>

## 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(7名)は任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといいたします。

本議案につきましては、委員長を独立社外取締役とする任意の指名委員会に諮問し、その答申を踏まえ提案しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	再任	地位・担当	取締役会への出席状況	在任年数
1	さ せ かつ や 佐瀬 克也	男性	再任	代表取締役社長執行役員	100% (18回/18回)	8年
2	と さ か しょういち 登坂 正一	男性	再任	取締役会長	100% (18回/18回)	18年
3	ふ くだ ともみつ 福田 智光	男性	再任	取締役常務執行役員 経営企画担当	100% (18回/18回)	3年
4	わ た な べ としゆき 渡邊 敏幸	男性	新任	上席執行役員 営業担当	—	—
5	ひ ら い わ まさし 平岩 正史	男性	再任	社外取締役(独立役員)	100% (18回/18回)	8年
6	こ い け せいいち 小池 精一	男性	再任	社外取締役(独立役員)	100% (18回/18回)	6年
7	は ま だ え み こ 浜田 恵美子	女性	再任	社外取締役(独立役員)	100% (18回/18回)	5年

(注1)地位・担当は、本総会時のものであります。

(注2)在任年数は、本総会終結時のものであります。

(注3)当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。平岩正史氏、小池精一氏、浜田恵美子氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

(注4)当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

1

さ せ かつ や  
佐瀬 克也

(1964年1月12日生)

再任

取締役会への出席状況	在任年数	所有する当社株式の数
100%	8年	4,800株



■ 略歴・地位・担当

1986年 4月	当社入社	2016年 6月	当社取締役常務執行役員
2013年 6月	当社執行役員	2018年 6月	当社取締役専務執行役員
2015年 4月	当社上席執行役員	<b>2023年 6月</b>	<b>当社代表取締役社長執行役員(現)</b>
2016年 4月	当社常務執行役員		

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、技術部門、事業部門等の業務に携わり、当社の主要事業であるコンデンサ事業を牽引する等、豊富な経験と実績を有しております。2023年より当社代表取締役社長執行役員として業務執行の指揮をとり、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け経営全般を担っております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

(注) 佐瀬克也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2

と さ か し ょ う い ち  
登坂 正一

(1955年8月5日生)

再任

取締役会への出席状況	在任年数	所有する当社株式の数
100%	18年	15,100株



■ 略歴・地位・担当

1979年 3月	当社入社	2012年 7月	当社取締役常務執行役員
2006年 6月	当社取締役上席執行役員	2015年 4月	当社取締役専務執行役員
2007年 4月	当社専務取締役上席執行役員	2015年 10月	当社代表取締役専務執行役員
2010年 7月	当社取締役専務執行役員	2015年 11月	当社代表取締役社長
		<b>2023年 6月</b>	<b>当社取締役会長(現)</b>

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、技術開発及び事業運営に携わり2015年より当社代表取締役社長を歴任する等、経営者として豊富な経験と実績を有しております。現在は、当社取締役会長として、取締役会の円滑な運営、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行っております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

(注) 登坂正一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3

ふくだ ともみつ  
**福田 智光**

(1964年11月26日生)

再任

取締役会への出席状況	在任年数	所有する当社株式の数
100%	3年	3,100株



■ 略歴・地位・担当

1990年 4月	当社入社	2022年 6月	当社取締役常務執行役員
2013年 6月	当社執行役員	2023年 6月	当社取締役常務執行役員 経営企画担当
2016年 4月	当社上席執行役員		経営企画本部 本部長(現)
2021年 6月	当社取締役上席執行役員		

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、経営管理・企画に携わり、複数のM&Aを主導したほか、中華圏統括子会社の責任者を務めるなど、豊富な経験と実績を有しております。現在は、取締役常務執行役員として経営企画部門を統括し、当社グループの経営戦略の策定、リスクマネジメントの推進、ガバナンス強化による企業価値の向上に取り組んでおります。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

(注) 福田智光氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

4

わたなべ としゆき  
**渡邊 敏幸**

(1962年4月25日生)

新任

取締役会への出席状況	在任年数	所有する当社株式の数
—	—	6,300株



■ 略歴・地位・担当

1985年 4月	当社入社	2019年 1月	韓国太陽誘電株式会社 代表理事
2007年 4月	TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD. President	2021年 6月	当社上席執行役員 営業担当
2013年 4月	当社複合デバイス事業本部 企画統括部 統括部長		営業本部 本部長(現)
2016年 4月	当社執行役員		

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業部門に所属し、海外販売拠点の責任者を務めるなど、豊富な経験と実績を有しております。現在は、執行役員として営業部門を統括し、当社グループの販売戦略の策定や、マーケティング・販売推進機能の強化を推進しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、新たに取締役候補者としてしました。

(注) 渡邊敏幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



### ■ 略歴・地位・担当

1981年 4月	弁護士登録(現)	2012年 10月	日本ロジスティクスファンド投資法人 監督役員(2015年5月退任)
1981年 4月	大原法律事務所所属(現)		
2005年 8月	エルシーピー投資法人 監督役員(2013年3月退任)	2016年 6月	当社社外取締役(現)
		2024年 4月	株式会社サザビーリーグ 取締役(現)

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

投資法人の役員等を歴任し、企業法務を専門とする弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有し、他社での取締役の経験から業務執行への提言及び経営の監督を行っております。当社取締役会において、建設的な議論の提起や客観的な立場からの論点の整理等、内部統制を含めたガバナンス体制や法令順守等の経営全般のモニタリングを行うことで、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断したため、引き続き独立社外取締役候補者となりました。

### ■ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼職先	地位	兼職先と当社との取引関係	当社連結売上高における取引の規模
大原法律事務所	弁護士	ありません	—
株式会社サザビーリーグ	取締役	ありません	—

### ■ 独立性について

当社は、平岩正史氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

(注1) 平岩正史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 平岩正史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注3) 平岩正史氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

6

こいけ せい いち  
小池 精一

(1956年1月3日生)

再任

社外

独立

取締役会への  
出席状況

100%

在任年数

6年

上場会社役員  
兼職数

1社

所有する  
当社株式の数

0株



### ■ 略歴・地位・担当

1980年 4月	東洋工業株式会社 (現：マツダ株式会社)入社	2012年 6月	株式会社メッツ 取締役(2013年6月退任)
1982年 3月	株式会社本田技術研究所 入社	2013年 6月	同社監査役(2016年6月退任)
2004年 4月	同社ブラジル四輪R&Dセンター 所長		本田金属技術株式会社 監査役(2017年6月退任)
2008年 4月	本田金属技術株式会社 開発技術本部長 執行役員	2018年 6月	当社社外取締役(現)
2011年 6月	同社取締役(2013年6月退任)	2019年 4月	ピクシーダステクノロジーズ株式会社 社外監査役(現)

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

自動車メーカーにおいて自動車部品の材料開発及び生産技術に関する研究開発に長年携わっており、車載事業に関する幅広い見識を有しております。また、自動車部品業界での企業経営や監査役としてガバナンス体制強化を推進する等の豊富な経験を活かし、投資家視点からの幅広い見識を当社の経営に反映するなど、経営全般に関して有益な助言及び提言を行っております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断したため、引き続き独立社外取締役候補者となりました。

### ■ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼職先	地位	兼職先と当社との取引関係	当社連結売上高における取引の規模
ピクシーダステクノロジーズ株式会社	社外監査役	試験システム等購入	0.1%未満

### ■ 独立性について

当社は、小池精一氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

(注1)小池精一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2)小池精一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注3)小池精一氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。



は ま だ え み こ  
**浜田 恵美子**  
 (1958年11月23日生)

再任	社外	独立
----	----	----

取締役会への出席状況	在任年数	上場会社役員兼職数	所有する当社株式の数
100%	5年	1社	1,000株



### ■ 略歴・地位・担当

1984年 4月	当社入社	2012年 4月	同大学コミュニティ創成教育研究センター 教授
2001年 12月	当社技術グループ 技術品証統括R技術部 部長	2015年 5月	国立研究開発法人科学技術振興機構 研究成果最適展開支援プログラム 第3分野プログラムオフィサー
2003年 9月	当社技術グループ総合研究所 基礎研究開発部 主席研究員	2016年 8月	国立大学法人名古屋大学 客員教授
2007年 4月	当社退職	2017年 6月	日本碍子株式会社 社外取締役(現)
2008年 11月	国立大学法人名古屋工業大学 産学官連携センター 准教授	2019年 6月	当社社外取締役(現)
2011年 4月	同大学産学官連携センター 大学院 産業戦略工学専攻 教授		

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

当社在籍中、CD-R、DVD-Rの開発及び事業化に従事し、当社退職後は、大学教授として産学官連携を主体とした研究活動に長年携わってまいりました。また、他社での社外取締役の経験から業務執行への提言及び経営の監督を行っております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き独立社外取締役候補者となりました。なお、浜田恵美子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

### ■ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼職先	地位	兼職先と当社との取引関係	当社連結売上高における取引の規模
日本碍子株式会社	社外取締役	セラミック製品等購入	0.2%未満

### ■ 独立性について

当社は、浜田恵美子氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏は、1984年4月から2007年4月まで当社の業務執行者として勤務しておりましたが、退社後は同氏と当社との間に特記すべき取引はなく、特別の利害関係はありません。

(注1) 浜田恵美子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注2) 浜田恵美子氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

① 特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。② 当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。③ 当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

(注3) 浜田恵美子氏の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。

# 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといいたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	新任	社外	独立	地位・担当
1	ほんだ としみつ <b>本多 敏光</b>	男性	新任			常勤監査役
2	ふじた とみみ <b>藤田 知美</b>	女性	新任	社外	独立	社外監査役(独立役員)
3	つのだ ともこ <b>角田 朋子</b>	女性	新任	社外	独立	—

(注1)地位・担当は、本総会時のものであります。

(注2)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注3)当社は、本多敏光氏及び藤田知美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本多敏光氏、藤田知美氏、角田朋子氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、新たに同様の契約を締結する予定であります。

(注4)当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

1

ほんだ としみつ

# 本多 敏光

(1958年10月6日生)

新任

所有する  
当社株式の数  
24,600株



## ■ 略歴・地位・担当

1981年 3月	当社入社	2014年 4月	当社品質保証本部
2006年 4月	当社事業本部コンデンサ事業部 製造2部 部長		品質保証統括部 統括部長
2007年 10月	TAIYO YUDEN (PHILIPPINES), INC. President	2016年 4月	当社執行役員
		2018年 5月	当社上席執行役員
		2020年 6月	当社常務執行役員
		2023年 6月	当社常勤監査役(現)

## ■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

当社入社以来、生産部門、品質保証部門等の業務に携わり、またフィリピン子会社の責任者を務めるなど事業運営に関する豊富な経験と知識を有し、当社監査役として当社グループの事業運営やコンプライアンス・リスク体制に対する適切な監査を遂行しております。以上のことから、これまでの当社での監査の経験を活かし、業務執行への提言及び経営の監督機能の強化に適切な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。



### ■ 略歴・地位・担当

2004年10月	弁護士登録(現) 北浜法律事務所 アソシエイト	2019年6月	当社社外監査役(現) 株式会社タクマ
2012年1月	同所パートナー (2016年3月退所)	2020年2月	社外取締役(監査等委員)(現) 日本ライセンス協会 副会長(現)
2016年4月	弁護士法人イノベンティア パートナー(現)	2022年4月	京都大学法科大学院 客員教授
		2023年6月	米国カリフォルニア州弁護士登録(現)
		2024年4月	スタイレム瀧定大阪株式会社 社外監査役(現)

### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な経験、企業法務をはじめとする法務全般に精通しており、当社社外監査役として、専門的見地と高い見識に基づいて取締役会の決定の適正性の確保に貢献するとともに、法律の知識・経験を活かし業務執行全般の監査を行っております。以上のことから、これまでの当社での監査の経験を活かし、専門性に基づく中立的・客観的な立場から、業務執行への提言及び経営の監督機能の強化に適切な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、藤田知美氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

### ■ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼職先	地位	兼職先と当社との取引関係	当社連結売上高における取引の規模
弁護士法人イノベンティア	パートナー	ありません	—
株式会社タクマ	社外取締役(監査等委員)	ありません	—

### ■ 独立性について

当社は、藤田知美氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。

(注1) 藤田知美氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注2) 藤田知美氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。

(注3) 藤田知美氏の戸籍上の氏名は、岡田知美であります。



### ■ 略歴・地位・担当

2001年10月	監査法人トーマツ (現:有限責任監査法人トーマツ)入所	2014年2月	角田朋子公認会計士事務所開設 同所代表(現)
2006年10月	個人会計事務所開設	2018年6月	ハウスコム株式会社 社外取締役(現)
2007年12月	公認会計士登録(現)	2018年8月	株式会社Lumiere 代表取締役(現)
2008年10月	有限責任監査法人トーマツ入所 (2014年1月退所)	2021年6月	株式会社カチタス 社外監査役(現)

### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として企業会計に関する豊富な経験と専門性を有し、また経営者としての知見及び他社での社外取締役、社外監査役の経験を有しております。以上のことから、専門性に基づく中立的・客観的な立場から、業務執行への提言及び経営の監督機能の強化に適切な役割を果たすことができると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

### ■ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼職先	地位	兼職先と当社との取引関係	当社連結売上高における取引の規模
角田朋子公認会計士事務所	代表	ありません	—
株式会社Lumiere	代表取締役	ありません	—
ハウスコム株式会社	社外取締役	ありません	—
株式会社カチタス	社外監査役	ありません	—

### ■ 独立性について

当社は、角田朋子氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。

(注1)角田朋子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注2)角田朋子氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。

# 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本總會終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものとし、定款の規定により本決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主總會の開始の時までといたします。

また、本選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

あら い ひろし  
**新井 博**

(1956年6月8日生)

社外	独立	上場会社役員 兼職数	所有する 当社株式の数
		0社	0株



## ■ 略歴・地位・担当

1983年 4月 弁護士登録(現)

2004年 6月 株式会社総合PR 監査役(現)

1984年 4月 新井博法律事務所開設(現)

## ■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての抱負な実務経験により企業法務に精通した高度な専門知識と知見を有しております。以上のことから監査等委員である社外取締役に就任した場合、専門性に基づき当社の業務執行の監査、監督を適切に遂行できると判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、新井 博氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

## ■ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼職先	地位	兼職先と当社との取引関係	当社連結売上高における取引の規模
新井博法律事務所	弁護士	ありません	—
株式会社総合PR	監査役	広告宣伝業務委託	0.1%未満

## ■ 独立性について

当社は、新井博氏が社外取締役に就任された場合、同氏を東京証券取引所定める独立役員に指定する予定であります。

(注1) 新井博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 新井博氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注3) 新井博氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

① 過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。② 特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③ 当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④ 当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。

(注4) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。新井博氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、当該契約を締結する予定であります。

(注5) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。新井博氏が社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

## ご参考 スキルマトリックス

本総会後の取締役会の主な専門性・経験分野は次のとおりです。

氏名	主な専門性・経験分野						
	企業経営	技術 研究開発	営業 マーケ ティング	国際的 経験	財務 会計	法律	ESG サステナ ビリティ
佐 瀬 克 也	●	●	●				●
登 坂 正 一	●	●					●
福 田 智 光	●			●	●		●
渡 邊 敏 幸	●		●	●			
平 岩 正 史	社外 独立			●		●	
小 池 精 一	社外 独立	●	●	●			
浜 田 恵美子	社外 独立		●	●			●
本 多 敏 光 ( 監 査 等 委 員 )	●			●			
藤 田 知 美 ( 監 査 等 委 員 )	社外 独立					●	●
角 田 朋 子 ( 監 査 等 委 員 )	社外 独立	●			●		●

(注) 各役員が有する全ての経験・知見を表すものではありません。

## 取締役会の構成

### 独立社外取締役比率



### 女性取締役比率



## **ご参考** 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2024年2月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりです。

なお、本基本方針の決議の効力は、第2号議案から第8号議案までの各議案が全て承認可決されることを条件としております。

### **1. 基本方針**

当社の役員報酬制度は、中期経営計画で掲げる経済価値と社会価値の目標達成への動機付けとなる設計とし、以下を基本的な考え方とする。

- (1) 当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬制度とし、株主との価値を共有できる設計であること。
- (2) グローバルな視点をもつ優秀な人材を確保し、かつ維持できる報酬水準であること。
- (3) 報酬の決定プロセスにおける透明性及び客観性が高いこと。

### **2. 報酬水準の考え方**

報酬水準は、中期経営計画の目標達成への動機付け及び優秀な人材を確保できる水準となるよう、外部専門機関の客観的な役員報酬調査データを用いて、ベンチマーク企業群を選定し決定する。

### **3. 役職別の報酬体系**

- (1) 業務執行取締役  
「基本報酬」、業務執行に対するインセンティブとしての「業績連動賞与」及び企業価値の継続的向上を重視した経営を促す目的として「株式報酬」を支給する。
- (2) 監査等委員でない非業務執行取締役  
業務執行から独立した立場であることに鑑み、「基本報酬」のみとする。
- (3) 監査等委員である取締役  
業務執行から独立した立場であることに鑑み、「基本報酬」のみとする。

#### 4. 報酬の構成

報酬の種類		報酬の内容等	固定/変動
基本報酬		役位及び職責に応じた月例の金銭報酬	固定
業績連動賞与		単年度の連結業績に応じて、毎年一定の時期に支給する金銭報酬。企業価値及び株主価値向上に資する要素を明確に報酬に連動させるため、連結純利益を評価指標とする。 中期経営計画の目標達成時に基本報酬と業績連動賞与の比率が1:1となる設計とし、各事業年度の連結純利益に応じて標準支給額が変動する。 実支給額は、担当事業の業績達成度、中期経営計画における社会価値目標の達成度及び個人別評価より算出した係数（75%～125%）を標準支給額に乗じて決定する。	変動
株式報酬	役位別譲渡制限付株式報酬	当社取締役会が定める期間の継続勤務を条件に、役位毎に設定した基準額に応じて、毎年一定の時期に予め譲渡制限付株式を交付する。 譲渡制限は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位を全て喪失した場合に解除する。	固定
	業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬	中期経営計画における経済価値目標（ROE）の目標達成度に応じて算定される譲渡制限付株式を、各事業年度終了後に交付する。連結ROEの目標達成度に基づき、役位毎の基準額に対し、0%～300%の範囲で変動する。 譲渡制限は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位を全て喪失した場合に解除する。	変動

#### 業務執行取締役の報酬構成（設計値）



※中期経営計画の目標達成度が100%である場合を前提とした設計値

#### 5. 報酬の決定プロセス

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、客観性及び公正性を確保するため、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、役員報酬の基本方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議及び答申を行う。

取締役の報酬の具体的な決定は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、当社の定める規定に基づいて算出した金額を基に、報酬委員会において個人別報酬内容等を審議し、その答申内容を踏まえて取締役会で決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定する。

## 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、金銭報酬である「基本報酬」及び「業績連動賞与」については、2019年6月27日開催の第78期定時株主総会において、年額5億円以内(うち社外取締役分4,000万円以内)と、株式報酬である「株式報酬型ストックオプション」については、2022年6月29日開催の第81期定時株主総会において、報酬限度額年額2億円以内、新株予約権の総数及び株式数上限年500個並びに当社普通株式50,000株とそれぞれご承認をいただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬である「基本報酬」及び「業績連動賞与」の合計額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5億円以内(うち社外取締役分4,000万円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、会社法第361条第7項の定めに従い、2024年2月29日開催の当社取締役会において、本総会で、第2号議案「定款一部変更の件」、本議案、第7号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件」及び第8号議案「取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を26、27頁に記載のとおり改定することを決定しておりますが、本議案の内容は、当該方針に沿った取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容となっております。

また、本議案につきましては、任意の報酬委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて取締役会で決定したものです(なお、任意の報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長執行役員、独立社外取締役全員及び監査役1名で構成し、過半数を独立社外取締役としております。)。以上より、本議案の内容は相当と判断しております。

現在の取締役は7名(うち社外取締役3名)ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名(うち社外取締役3名)となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額800万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、26、27頁に記載の改定後の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿った監査等委員である取締役の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容となっています。

また、本議案につきましては、任意の報酬委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて取締役会で決定したものです（なお、任意の報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長執行役員、独立社外取締役全員及び監査役1名で構成し、過半数を独立社外取締役としております。）。以上より、本議案の内容は相当と判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、金銭報酬である「基本報酬」及び「業績連動賞与」については、2019年6月27日開催の第78期定時株主総会において、年額5億円以内(うち社外取締役分4,000万円以内)と、取締役(社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。)への株式報酬である「株式報酬型ストックオプション」については、2022年6月29日開催の第81期定時株主総会において、報酬限度額年額2億円以内、新株予約権の総数及び新株予約権の目的となる株式数の上限をそれぞれ年500個及び当社普通株式50,000株とそれぞれご承認をいただき今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますが、これに伴い、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役の株式報酬制度を見直すことといたしました。

今般の株式報酬制度の見直しに伴い、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式(以下「譲渡制限付株式」という。)について、一定期間の勤務継続を条件とする譲渡制限付株式(以下「役位別譲渡制限付株式」という。)並びに各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における業績指標の達成度合いに応じた数の譲渡制限付株式(以下「業績連動事後交付型譲渡制限付株式」という。)を割り当てるための報酬等を以下のとおり支給したいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、かつ上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、第6号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠として、下記の内容にて、対象取締役に對する役位別譲渡制限付株式及び業績連動事後交付型譲渡制限付株式に関する報酬等を支給し、また、役位別譲渡制限付株式及び業績連動事後交付型譲渡制限付株式の払込みに充てるために支給する金銭報酬債権の総額を、「役位別譲渡制限付株式報酬」として年額5,000万円以内、「業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬」として年額1億5,000万円以内で、設定したいと存じます。

また、役位別譲渡制限付株式及び業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記1.に定める各事業年度において割り当てる役位別譲渡制限付株式及び業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.04%未満(10年間に亘り、当該上限となる数の役位別譲渡制限付株式及び業績連動事後交付型譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.4%未満)と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案の内容は、26、27頁に記載の改定後の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿った対象取締役の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容となっております。

また、本議案につきましては、任意の報酬委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて取締役会で決定したものです(なお、任意の報酬委員会は、独立社外取締役に委員長とし、代表取締役社長執行役員、独立社外取締役全員及び監査役1名で構成し、過半数を独立社外取締役としております。)。以上より、本議案の内容は相当と判断しております。

また、本議案のご承認を得られることを条件として、上記株式報酬型ストックオプション報酬額の定めを廃止し、当

該報酬額の定めに基づく株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当では今後行わないものいたします。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものいたします。

## 記

### 1. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる役位別譲渡制限付株式の総数12,500株及び業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数37,500株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる役位別譲渡制限付株式及び業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、役位別譲渡制限付株式及び業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

なお、役位別譲渡制限付株式について、対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額が年額5,000万円の上限を超えるおそれがある場合若しくは割当株式数が12,500株の上限を超えるおそれがある場合、又は業績連動事後交付型譲渡制限付株式について、対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額が年額1億5,000万円の上限を超えるおそれがある場合若しくは割当株式数が37,500株の上限を超えるおそれがある場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、役位別譲渡制限付株式又は業績連動事後交付型譲渡制限付株式に係る各対象取締役に対する割当株式数を按分比例等の当社取締役会において合理的に定める方法により調整するものとする。

### 2. 対象取締役に対する役位別譲渡制限付株式の具体的な内容

#### (1) 役位別譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、役位別譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、役位別譲渡制限付株式の割当てを受ける。ただし、各事業年度の開始日から役位別譲渡制限付株式が交付されるまでの間に、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合、役位別譲渡制限付株式の交付に代えて、対象取締役に対する上記金銭報酬債権の額とあわせて年額5,000万円の範囲内で、それらに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとする。

なお、役位別譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該役位別譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び以下(2)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## (2) 役位別譲渡制限付株式割当契約の内容

役位別譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と役位別譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### ①譲渡制限の内容

役位別譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、役位別譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失する日までの間(以下「譲渡制限期間 I」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式 I」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下「譲渡制限」という。)

### ②当社による無償取得

当社は、役位別譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式 I を当然に無償で取得する。

なお、本割当株式 I のうち、上記①の譲渡制限期間 I が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### ③譲渡制限の解除

当社は、役位別譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式 I の全部について、譲渡制限期間 I が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式 I の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

### ④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間 I 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(以下「組織再編等承認時」という。)には、当社取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式 I につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式 I を当然に無償で取得する。

## 3. 対象取締役に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の具体的な内容

対象取締役に対して、各事業年度を業績評価期間(以下「対象期間」という。)として、当該対象期間における業績指標の達成度に応じて、業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受け

る。したがって、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、これらを支給するか否か、支給する業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権の額及び交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数(以下「交付株式数」という。)は確定していない。

なお、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び以下(3)に定める内容を含む業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

初回の対象期間は、第84期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)であり、以後、各事業年度を新たな対象期間として業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものとする。

#### (1) 交付株式数の算定方法

以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定する(ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする)。

各対象取締役に対する交付株式数

業績連動報酬額(※1) ÷ 1株当たりの譲渡制限付株式の価格(※2)

※1 各対象取締役の役位、職務等、また、各対象期間の業績指標の達成度に応じ、当社取締役会において決定する。

※2 発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎とした、当該譲渡制限付株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とされない範囲で当社取締役会において決定する。

#### (2) 交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するものとする。

- ①対象期間終了まで、対象取締役が継続して当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったこと
- ②一定の非違行為がなかったこと
- ③当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件を充足すること

ただし、上記①にかかわらず、対象期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合には、当該対象取締役に対する交付株式数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整することができるものとする。また、上記①にかかわらず、対象期間終了以後、業績連動事後交付型譲渡制限付株式が交付されるまでに任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合、当該業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付に代えて、対象取締役に対する上記金銭報酬債権の額とあわせて年額1億5,000万円の範囲内で、それらに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとする。

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当該対象期間に係る業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付しないものとする。

### (3) 業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### ① 譲渡制限の内容

業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失する日までの間(以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式Ⅱ」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

#### ② 当社による無償取得

当社は、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

#### ③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当該時点において保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除する。

#### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、本割当株式Ⅱの全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

### (ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は、対象取締役に加え、当社の執行役員に対しても、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代えて、上記の役員別譲渡制限付株式及び業績連動事後交付型譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割り当てることを予定しております。

以上

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 会社のミッション、経営理念及びビジョン

当社グループは、2021年度を初年度とした5カ年の「中期経営計画2025」を策定しています。10年後の2030年を見据え、経済価値と社会価値を両輪として企業価値向上を図り、部品メーカーとして存在意義のあるポジションを獲得するためのマイルストーンとして2025年を位置付けています。

当社グループのミッションは、「おもしろ科学で より大きく より社会的に」です。体系化された知識や経験に加え、わくわくする体験や思いがけない発見、驚きなどをもたらす「おもしろ科学」で、人びとの安心・安全で、快適・便利な暮らしを支えるエレクトロニクス技術の進化を支え、社会に貢献していきます。

### ミッション

おもしろ科学で より大きく より社会的に

### 経営理念

従業員の幸福

地域社会への貢献

株主に対する配当責任

### ビジョン

すべてのステークホルダーから信頼され 感動を与えるエクセレントカンパニーへ

当社グループの経営理念は、「従業員の幸福」、「地域社会への貢献」、「株主に対する配当責任」です。太陽誘電の創業者は、従業員とその家族が幸福に豊かな生活ができるようにすることで企業の社会性や公益性、公共性を全うすることができると考え、これらの経営理念を掲げました。当社グループ共通の価値観として、従業員は日々、これらを実践することを意識して業務を遂行しています。

また、当社グループのビジョンは、「すべてのステークホルダーから信頼され 感動を与えるエクセレントカンパニー」になることです。顧客、取引先、株主、地域社会、従業員などの期待や要求に応じて信頼を獲得し、さらにはその期待や要求を上回る価値を提供することで感動を与えられる企業であり続けることを目指します。このビジョンを実現するために、市場のニーズに合った安全で高品質なスマート商品を開発・生産・販売し、労働・人権・安全衛生・環境・倫理という取り組みにおいても責任を持ち、活動を継続していきます。

## ご参考 中期経営計画2025

当社グループは、2021年度を初年度とした5カ年の「中期経営計画2025」を策定しています。「中期経営計画2025」では、経済価値と社会価値それぞれの目標を以下のとおり定めこの実現に向けた活動を通し、更なる企業価値向上を目指していきます。

### 企業価値(経済価値+社会価値)

経済価値		社会価値	
売上高	4,800億円	GHG(温室効果ガス)排出量	2030年度(絶対量) <b>42%削減</b> (2020年度比)
営業利益率	15%以上	廃棄物水使用量	2025年度(原単位) <b>10%削減</b> (2020年度比)
ROE	15%以上	安心安全な職場 拠点機能最適化	・傷病率※1 < <b>0.016</b> ・度数率※2 < <b>0.08</b>
ROIC	10%以上	働き方改革 ダイバーシティ	・ワークエンゲージメント※3 <b>2.5以上</b> ・新卒女性採用率 <b>30%以上</b> ・女性管理職比率 2030年度 <b>10%以上</b>

※1 20万延べ実労働時間当たりの労働災害・労働疾病による休業者数(休業1日以上)

※2 100万延べ実労働時間当たりの労働災害による被災者数(休業1日以上)

※3 仕事に対する心理状態を表すもので、従業員に対し4段階評価で測定

経済価値目標を実現するため、自動車、情報インフラ・産業機器を中心とした注力すべき市場の売上比率を50%に高めることを目指します。また、需要拡大に対応するための継続的な能力増強に加え、環境対策やIT整備に向けた積極的な取り組みを実施し、5年間で3,000億円規模の設備投資を計画しています。

また、社会価値については、ESG(環境、社会、ガバナンス)それぞれにおいて目標を定めて取り組みを強化しています。環境面では、地球規模の課題である気候変動対策のため、GHG(温室効果ガス)排出量削減の目標を定めて取り組みを強化するとともに、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に沿い、事業活動における気候関連のリスクと機会を評価し、積極的な情報開示に努めていきます。社会面としては、引き続き安全第一を根幹とした事業活動を行うとともに、働き方改革やダイバーシティ経営を推進していきます。ガバナンスにおいては、事業の成長を支える経営品質の向上とBCM(事業継続マネジメント)の構築と進化に取り組んでいきます。

### マテリアリティ(重要課題)

分類	マテリアリティ	SDGs目標	
経済価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹事業成長のためのコア技術の強化</li> <li>・社会課題解決のためのソリューション創出</li> </ul>		
社会価値	E:環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動への対応強化</li> <li>・資源の有効活用と循環型社会構築への貢献</li> </ul>	
	S:社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全第一な職場で健康経営と働き方改革を実現</li> <li>・ダイバーシティを基盤とした人材の開発と育成</li> </ul>	
	G:ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の成長を支える経営品質の向上</li> <li>・災害や感染症に対するBCM構築と進化</li> </ul>	

## 2. 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)における当社グループを取り巻く経営環境は、世界景気は緩やかな持ち直しの動きが見られたものの、一部地域において弱さが見られるなど不透明な状況が続きました。先行きについては、国際情勢、金融資本市場の変動などを注視する必要がありますが、緩やかな回復が続くことが期待されます。

当社グループは、「中期経営計画2025」に掲げた目標の実現に向けて自動車、情報インフラ・産業機器を中心とした注力すべき市場の売上比率を50%とすることを目指しています。さらに、ハイエンド商品、高信頼性商品を中心とした高付加価値な電子部品を創出し、主力事業の積層セラミックコンデンサの更なる成長に加え、インダクタと通信デバイスを強化してコア事業として確立していきます。また、需要拡大に対応するための継続的な能力増強に加え、環境対策やIT整備に向けた積極的な取り組みを実施し、5年間で3,000億円規模の設備投資を計画しています。

当期の連結売上高は3,226億47百万円(前期比1.0%増)、営業利益は90億79百万円(前期比71.6%減)、経常利益は137億57百万円(前期比60.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は83億17百万円(前期比64.2%減)となりました。情報機器、情報インフラ・産業機器などを中心とした生産台数の減少や在庫調整などにより、各段階利益が減少しました。

当期における期中平均の為替レートは1米ドル143.32円と前期の平均為替レートである1米ドル134.20円と比べ9.12円の円安となりました。

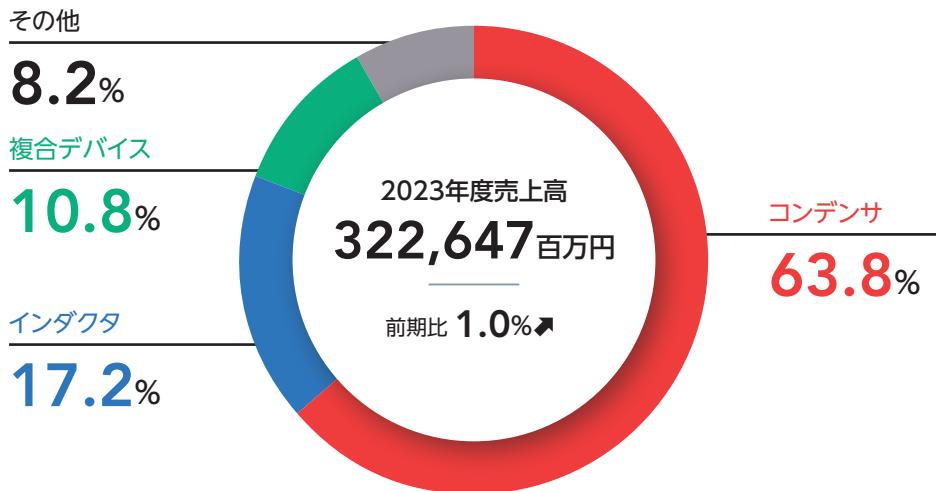
### ■ 当社グループの業績



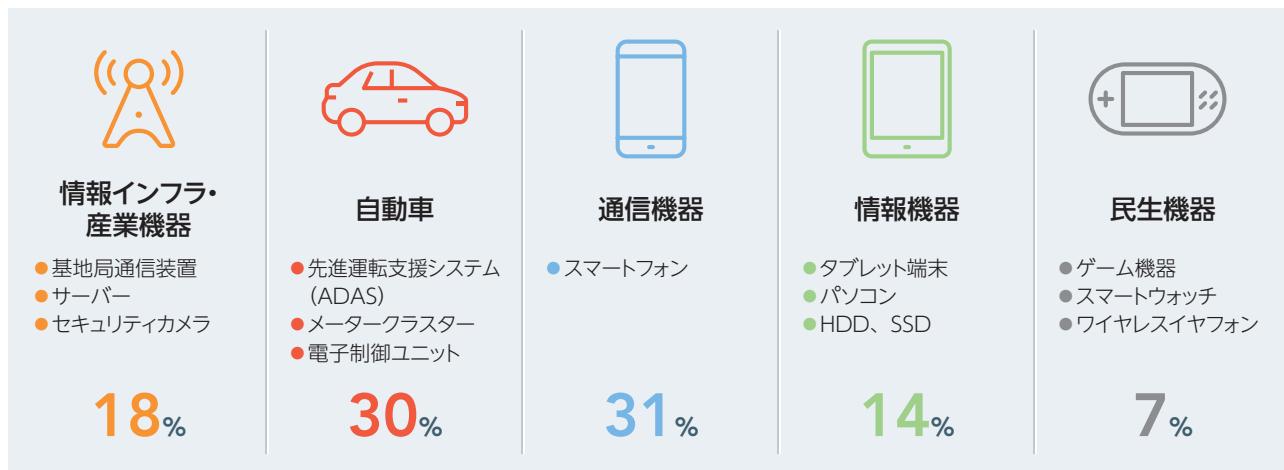
## (2) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

### 当社グループの製品別の状況

#### 製品別売上高構成比



#### 用途分野別売上高構成比



## コンデンサ



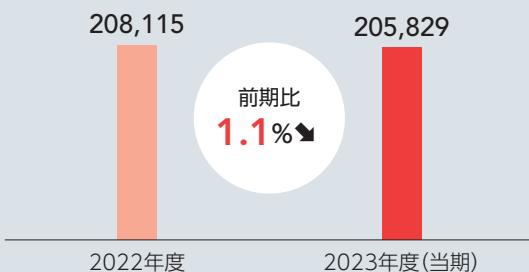
### 主要製品

- 積層セラミックコンデンサ

### 売上高

**205,829**百万円

(単位：百万円)



通信機器、自動車向けの売上が前期に比べ増加しましたが、民生機器、情報機器、情報インフラ・産業機器向けの売上が減少したことにより、売上高は2,058億29百万円（前期比1.1%減）となりました。

## インダクタ



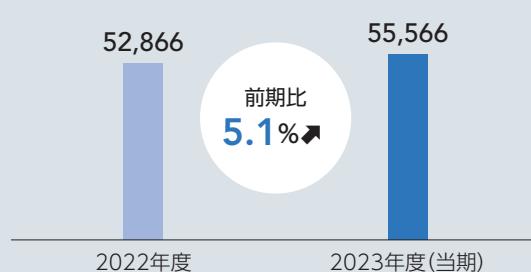
### 主要製品

- 巻線インダクタ
- 積層インダクタ

### 売上高

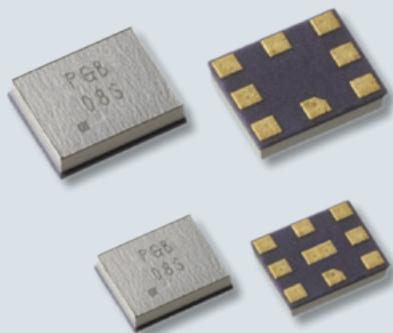
**55,566**百万円

(単位：百万円)



民生機器、情報インフラ・産業機器向けの売上が前期に比べ減少しましたが、情報機器、通信機器、自動車向けの売上が増加したことにより、売上高は555億66百万円（前期比5.1%増）となりました。

## 複合デバイス



### 主要製品

- 通信用デバイス (FBAR/SAW)
- 回路モジュール

### 売上高

**34,934**百万円

(単位：百万円)



回路モジュールの売上が前期に比べ減少しましたが、通信用デバイス (FBAR/SAW) の売上が増加したことにより、売上高は349億34百万円 (前期比7.2%増) となりました。

## その他



### 主要製品

- アルミニウム電解コンデンサ

### 売上高

**26,317**百万円

(単位：百万円)



アルミニウム電解コンデンサの売上が前期に比べ増加したことにより、売上高は263億17百万円 (前期比1.4%増) となりました。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

区分		2019年度 (第79期)	2020年度 (第80期)	2021年度 (第81期)	2022年度 (第82期)	2023年度 (第83期) 当期
売上高	(百万円)	282,329	300,920	349,636	319,504	322,647
営業利益	(百万円)	37,176	40,766	68,218	31,980	9,079
売上高営業利益率	( % )	13.2	13.5	19.5	10.0	2.8
経常利益	(百万円)	35,165	41,247	72,191	34,832	13,757
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	18,022	28,615	54,361	23,216	8,317
包括利益	(百万円)	11,350	37,372	69,260	28,654	22,773
総資産	(百万円)	343,122	404,642	474,522	503,462	579,686
純資産	(百万円)	210,454	243,941	300,286	318,478	330,098
1株当たり当期純利益	( 円 )	143.04	227.99	433.46	186.32	66.75
1株当たり純資産額	( 円 )	1,672.40	1,937.86	2,403.20	2,548.15	2,640.98
自己資本比率	( % )	61.2	60.1	63.1	63.1	56.8
自己資本利益率(ROE)	( % )	8.7	12.6	20.0	7.5	2.6
株価収益率	( 倍 )	20.0	22.8	12.8	23.8	54.3
配当性向	( % )	18.2	17.5	18.5	48.3	134.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	52,434	52,882	67,315	39,460	51,104
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△40,874	△42,218	△50,622	△60,438	△82,793
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△4,851	12,604	△14,711	14,485	37,647
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	57,285	81,785	88,609	84,124	94,940
研究開発費	(百万円)	12,921	12,550	13,099	12,678	13,696
設備投資額	(百万円)	39,365	49,699	34,023	50,489	92,201
減価償却費	(百万円)	27,022	29,256	31,287	34,903	39,391

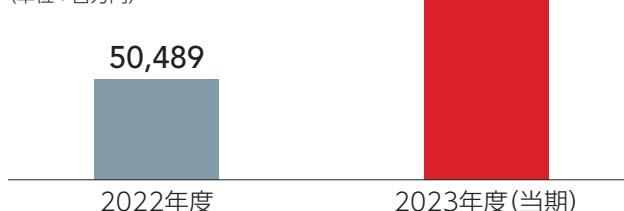
#### (4) 設備投資、資金調達の状況、主要な借入先

##### ①設備投資の状況

当期の設備投資は、検収ベースで922億1百万円を実施しました。主な投資内容は、自動車、情報インフラ・産業機器等に向けた積層セラミックコンデンサの生産能力増強及び中国とマレーシアの新工場建設です。

##### ■ 設備投資額

(単位：百万円)



##### ②資金調達の状況

当期末の外部からの資金調達は、短期借入金42億円、1年内返済予定の長期借入金92億55百万円、転換社債型新株予約権付社債511億70百万円、長期借入金842億19百万円からなっています。借入金は原則として日本において固定金利で調達しています。さらに、財務の安定性のため期間3年、300億円のコミットメントライン借入枠を設定していますが、2024年3月末現在未使用です。

なお当期は、2023年10月に2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行し512億50百万円を調達しています。

##### ③主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	37,450
株式会社三菱UFJ銀行	16,850
株式会社伊予銀行	16,750
株式会社みずほ銀行	15,800
株式会社群馬銀行	5,800

#### (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、中長期の観点から自動車、情報インフラ・産業機器市場において電子部品の需要が拡大し、今まで以上に高い品質、高い信頼性が求められると想定しています。また、スマートフォン等の通信機器市場においては、機器の高機能・高性能化、通信方式の進化、電子部品の高密度実装化に伴い、小型・薄型で特性の良い最先端の電子部品が数多く求められると考えられます。

このような市場に対して当社グループでは、機器の技術進化に貢献できる競争優位性の高い最先端商品をいち早く開発しています。自動車、情報インフラ・産業機器を注力すべき市場と位置付け、高信頼性商品の販売推進、商流の拡大と多角化に努めています。また、安定的な供給を実現するために国内外の生産能力を増強するなど、将来の成長に不可欠な投資を継続していきます。さらに、ものづくり力の向上や分散生産の体制構築、AIなどを活用した生産効率の改善にも努めていきます。

一方で、不透明さが増す国際情勢、感染症の世界的大流行、大規模な自然災害の発生、部材不足などにより、社会の在り方や経営環境に急激かつさまざまな変化が生じています。特に、国際情勢の混乱激化や世界経済が大きく後退した場合には、電子部品需要の低迷、資源価格の高騰による仕入価格の上昇、原油価格の高騰及び航空や海上輸送の経路変更による物流費の上昇などの影響を受ける可能性があります。当社グループでは、引き続き情報を多角的に収集し、顧客やサプライヤー等と連携を密にすることで影響を最大限抑えられるように努めていきます。

なお、当社グループは1,027億83百万円の現金及び預金を有し、自己資本比率は56.8%と健全な財務体質を維持しています。また、複数の金融機関との間で総額300億円のコミットメントライン契約を締結するなど、不測の事態への対応手段を確保して事業を継続していきます。

当社グループは、これからも経済価値を高めると同時に、ステークホルダーからの要求や期待に応えることにより社会価値を高めることで、企業価値向上を目指していきたくと考えています。「中期経営計画2025」では、SDGs目標と紐づけたマテリアリティ（重要課題）を設定しています。特に、気候変動への対応としてGHG（温室効果ガス）排出量削減、ダイバーシティの実現に向けた対応として新卒女性採用率や女性管理職比率などの数値目標を掲げて、社会価値向上への取り組みを加速しています。

## (7) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、安定的な配当性向30%の実現を目指すとともに、必要に応じて自己株式の取得を実施します。

当期の1株当たり期末配当金は45円を予定しており、中間配当金と合わせた年間配当金は90円となり、配当性向は134.8%となります。

区分	2019年度 (第79期)	2020年度 (第80期)	2021年度 (第81期)	2022年度 (第82期)	2023年度 (第83期) 当期
1株当たり配当金 (円)	26.00	40.00	80.00	90.00	90.00
配当総額 (百万円)	3,263	5,020	10,007	11,214	11,216
配当性向 (%)	18.2	17.5	18.5	48.3	134.8
総還元性向 (%)	40.3	17.5	27.6	48.3	134.8

## ご参考 政策保有株式

### 政策保有株式(上場株式)銘柄(2024年3月31日現在)

政策保有株式(上場株式)の保有はありません。

### 政策保有株式(上場株式)の貸借対照表上の合計(2024年3月31日現在)

区分	年度	2019年度 (第79期)	2020年度 (第80期)	2021年度 (第81期)	2022年度 (第82期)	2023年度 (第83期) 当期
銘柄数		8	3	0	0	0
貸借対照表上の合計額	(百万円)	1,282	757	0	0	0
連結貸借対照表に占める割合	(%)	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0

(注)表示単位未満は切り捨てて表示しております。

#### ①政策保有株式の保有方針

当社は、政策保有株式について、取引・協業関係の維持、強化、それを通じた中長期的な企業価値向上と持続的な発展に資すると認められる場合に限り、取締役会の決定をもって保有します。

#### ②保有の合理性を検証する方法及び取締役会等における検証の内容

取締役会は、毎年、保有する全ての政策保有株式についてその保有意義を総合的に判断し、保有の妥当性を検証しています。保有の妥当性が認められない株式については、売却をして縮減を図ります。

#### ③議決権行使の方針

保有株式の議決権行使については、当該企業が法令違反や反社会的行為を行っていないこと、議案が株主にとって健全な経営に資する内容であることを総合的に判断した上で、適切に行使します。

## (8) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
台湾太陽誘電股份有限公司	台湾	333百万NT \$	100.0	電子部品の販売
韓国太陽誘電株式会社	韓国	10,000百万WON	100.0	電子部品の販売
韓国慶南太陽誘電株式会社	韓国	61,884百万WON	100.0	電子部品の製造
香港太陽誘電有限公司	香港	20,400千HK \$	100.0	電子部品の販売
太陽誘電(廣東)有限公司	中国	85,550千US \$	100.0 (9.3)	電子部品の製造
太陽誘電(上海)電子貿易有限公司	中国	557千US \$	100.0 (10.2)	電子部品の販売
太陽誘電(常州)電子有限公司	中国	200,000千US \$	100.0 (12.5)	電子部品の製造
TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール	18,555千S \$	100.0	電子部品の販売
TAIYO YUDEN (PHILIPPINES), INC.	フィリピン	490百万P.P.	100.0	電子部品の製造
TAIYO YUDEN (SARAWAK) SDN.BHD.	マレーシア	100百万MYR	100.0	電子部品の製造
TAIYO YUDEN (U.S.A.) INC.	アメリカ	3,154千US \$	100.0	電子部品の販売
TAIYO YUDEN EUROPE GmbH	ドイツ	1,000千EUR	100.0	電子部品の販売
新潟太陽誘電株式会社	新潟県	1,000百万円	100.0	電子部品の製造
太陽誘電ケミカルテクノロジー株式会社	群馬県	100百万円	100.0	電子部品の製造販売
福島太陽誘電株式会社	福島県	100百万円	100.0	電子部品の製造
和歌山太陽誘電株式会社	和歌山県	100百万円	100.0	電子部品の製造
太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社	東京都	100百万円	100.0	電子部品の製造
エルナー株式会社	東京都	100百万円	100.0	電子部品の開発製造販売

(注1) 出資比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

(注2) 当社の連結子会社は、上記の「重要な子会社の状況」に記載の18社を含め29社、持分法非適用関連会社は1社であります。

(注3) 当期の連結業績につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(注4) 太陽誘電(上海)電子貿易有限公司は、2023年7月14日付けで同社を存続会社、太陽誘電(深圳)電子貿易有限公司を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(注5) エルナー株式会社は、同社を存続会社とし、以下の会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

2023年4月1日付け エルナー東北株式会社

2023年10月1日付け 太陽誘電エナジーデバイス株式会社

### ② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項 (2024年3月31日現在)

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
佐 瀬 克 也	代表取締役社長執行役員	—
登 坂 正 一	取締役会長	—
増 山 津 二	取締役副社長執行役員	事業本部統括担当
福 田 智 光	取締役常務執行役員	経営企画担当
平 岩 正 史	社外取締役 (独立役員)	大原法律事務所 弁護士
小 池 精 一	社外取締役 (独立役員)	ピクシーダストテクノロジーズ株式会社 社外監査役
浜 田 恵美子	社外取締役 (独立役員)	日本碍子株式会社 社外取締役
大 嶋 一 幸	常勤監査役	—
本 多 敏 光	常勤監査役	—
吉 武 一	常勤社外監査役 (独立役員)	明治大学専門職大学院 兼任講師 日本内部監査協会 理事
藤 田 知 美	社外監査役 (独立役員)	弁護士法人イノベンティア パートナー 株式会社タクマ 社外取締役 (監査等委員)

(注1) 取締役 平岩正史氏、同 小池精一氏、同 浜田恵美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

(注2) 監査役 吉武一氏、同 藤田知美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

(注3) 取締役 平岩正史氏、監査役 藤田知美氏は、弁護士の資格を有しております。

(注4) 監査役 吉武一氏は、金融機関での業務経験において財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注5) 取締役 小池精一氏の重要な兼職先であるピクシーダストテクノロジーズ株式会社との間には、試験システム等購入に関する取引関係がありますが、当社連結売上高における取引の規模は0.1%未満です。

(注6) 取締役 浜田恵美子氏の重要な兼職先である日本碍子株式会社との間には、セラミック製品等購入に関する取引関係がありますが、当社連結売上高における取引の規模は0.2%未満です。

(注7) 当期における監査役の異動は以下のとおりであります。

監査役 本多敏光氏は、2023年6月29日開催の第82期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

監査役 三宿俊雄氏は、2023年6月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任しました。

(注8) 2023年6月29日付けで次の取締役の地位及び担当を変更しております。

氏名	新	旧
佐瀬 克也	代表取締役社長執行役員	取締役専務執行役員
登坂 正一	取締役会長	代表取締役社長
増山 津二	取締役副社長執行役員 事業本部統括担当	取締役副社長 第一事業担当
福田 智光	取締役常務執行役員 経営企画担当	取締役常務執行役員 広報、経営企画、経理、情報システム、サステナビリティ担当

(注9) 取締役 福田智光氏は、2023年8月8日付けで太陽誘電(常州)電子有限公司の董事長(非常勤)を退任しました。

(注10) 取締役 平岩正史氏は、2024年4月1日付けで株式会社サザビーリーグの取締役に就任しております。

(注11) 監査役 藤田知美氏は、2024年3月31日付けで京都大学法科大学院 客員教授を退任し、2024年4月26日付けでスタイルム瀧定大阪株式会社の社外監査役に就任しております。

## (2) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

前記の「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

### ②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

### ③当期における社外役員の主な活動状況

区分・氏名	出席状況(出席回数/開催回数)				主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	監査役会	指名委員会	報酬委員会	
取締役 平 岩 正 史	100% (18/18)	—	100% (9/9)	100% (8/8)	取締役会その他重要会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、内部統制を含めたガバナンス体制や法令順守等の経営全般に対して有益な助言及び提言を行うなど、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員を務めており客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 小 池 精 一	100% (18/18)	—	100% (9/9)	100% (8/8)	取締役会その他重要会議に出席し、主に自動車部品業界での企業経営や監査役の実験から、投資家視点からの幅広い見識を当社の経営に反映するなど、経営全般に関して有益な助言及び提言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の報酬委員会の委員長及び指名委員会の委員を務めており客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 浜 田 恵美子	100% (18/18)	—	100% (9/9)	100% (8/8)	取締役会その他重要会議に出席し、主に産学官連携の実験、他社での社外取締役の実験から、業務執行への提言及び経営の監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務めており客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 吉 武 一	100% (18/18)	100% (22/22)	100% (1/1)	100% (7/7)	取締役会その他重要会議に出席し、監査業務及び内部統制に関する専門的見地と高い見識に基づき、取締役会等の決定の適正性を確保するための発言を行っております。 また、常勤監査役として、本部監査や当社グループの監査を行うなど、監査機能を発揮しております。
監査役 藤 田 知 美	100% (18/18)	100% (22/22)	100% (8/8)	—	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会において、法律の知識・経験を活かし適宜必要な発言を行っております。

(注) 2023年6月29日付けで指名委員会、報酬委員会の構成員を変更しております。なお、両委員会において監査役は、議決権を有しておりません。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2022年3月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

##### 1. 基本方針

当社の役員報酬制度は、中期経営計画で掲げる経済価値と社会価値の目標達成への動機付けとなる設計とし、以下を基本的な考え方とする。

- (1) 当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬制度とし、株主との価値を共有できる設計であること。
- (2) グローバルな視点をもつ優秀な人材を確保し、かつ維持できる報酬水準であること。
- (3) 報酬の決定プロセスにおける透明性及び客観性が高いこと。

##### 2. 報酬水準の考え方

報酬水準は、中期経営計画の目標達成への動機付け及び優秀な人材を確保できる水準となるよう、外部専門機関の客観的な役員報酬調査データを用いて、ベンチマーク企業群を選定し決定する。

##### 3. 役職別の報酬構成

- (1) 業務執行取締役
  - 役位に応じた月例の「基本報酬」に加え、業務執行に対するインセンティブとして単年度の業績及び個人評価等に基づく「業績連動賞与」及び「株式報酬型ストックオプション」を支給する。
  - 中期経営計画の目標を達成した場合、基本報酬40%、業績連動賞与40%、株式報酬型ストックオプション20%の報酬構成比となるよう設定する。
- (2) 非業務執行取締役及び社外取締役
  - 業務執行を監督する立場であることを鑑み、「基本報酬」のみとする。
- (3) 監査役
  - 順法監査を行う立場であることを鑑み、「基本報酬」のみとする。

## 報酬の種別、支給時期及び対象者

種別		支給時期	業務執行取締役	非業務執行取締役/ 社外取締役	監査役
金銭	基本報酬	固定	毎月	●	●
	業績連動賞与	変動	年1回(7月)	●	—
株式	株式報酬型 ストックオプション	一部変動	年1回(7月)	●	—

### 4. 報酬の額又は算定方法

#### (1) 基本報酬

月例の固定報酬とし、それぞれの職責、役位に応じて定める。

#### (2) 業績連動賞与

単年度の連結業績に応じた報酬とし、企業価値及び株主価値向上に資する要素をより明確に報酬に連動させるため、連結純利益を指標とする。

中期経営計画の目標達成時にそれぞれの役位において、基本報酬と業績連動賞与の比率が1:1になるよう、当期の連結純利益に応じて支給額が変動する仕組みとする。これに個人別の業績評価として、担当組織の単年度の業績達成度、中期経営計画の非財務指標 (ESG要素) 等の達成度の係数を会社業績に掛けることで、賞与額を決定する。

#### (3) 株式報酬型ストックオプション

当社株式を保有することによる価値を株主と共有することで、中長期的な企業価値向上を重視した経営を促すため、業務執行取締役に対し、当社の取締役及び執行役員の地位を全て喪失後より行使できる新株予約権を、役位に応じて毎年付与する。

なお、新株予約権の一部については、インセンティブ性を高めるため、その行使に業績達成条件を付す。具体的には、中期経営計画に掲げる連結業績指標 (ROE) の達成度に応じて、0%~300%の範囲で権利行使可能数が増減する設計とする。

### 5. 報酬の決定プロセス

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、客観性及び公正性を確保するため、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、役員報酬の基本方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行う。

取締役の報酬の具体的な決定は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、当社の定める規定に基づいて算出した金額を基に、報酬委員会において個人別報酬内容等を審議し、その答申内容を踏まえて取締役会で決定する。なお、監査役の報酬については監査役で協議する。

## ②当事業年度に係る取締役の個人別報酬の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、報酬委員会からの答申を踏まえて、上記方針に則って取締役の報酬水準の相当性などについて多角的な検討を行い、個人別の基本報酬額、業績連動賞与の額及び付与する新株予約権の数を決定しており、それぞれの内容は上記方針に沿うものであると判断しております。

## ③報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額については、以下のとおり株主総会決議により承認を得ております。

対象者	報酬等の種類	決議内容の概要	株主総会決議日	対象者の員数
取締役 (社外取締役含む)	金銭報酬	報酬限度額 年額5億円以内 (うち社外取締役分は40百万円以内)	2019年6月27日 第78期定時株主総会	8名 (うち社外取締役3名)
取締役 (社外取締役を含む 非業務執行取締役を除く)	株式報酬	報酬限度額 年額2億円以内 新株予約権の総数(上限) 500個 当社普通株式 50,000株	2022年6月29日 第81期定時株主総会	4名
監査役	金銭報酬	報酬限度額 月額8百万円以内	2016年6月29日 第75期定時株主総会	4名

(注) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式数は100株となります。

## ④当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人員及び 支給総額		基本報酬		業績連動賞与		株式報酬型 ストックオプション	
	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	7 (3)	249 (38)	7 (3)	209 (38)	4 (-)	17 (-)	4 (-)	22 (-)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	88 (36)	5 (2)	88 (36)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	12	338	12	298	4	17	4	22

(注1) 支給人員には、在籍者数ではなく、当期に係る報酬等の支給対象者数を記載しております。

(注2) 上記の記載金額の合計は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

## ご参考 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図るため、毎年1回取締役会の実効性評価を実施しております。外部評価機関の指摘を踏まえて評価項目、アンケート内容を見直すとともに、アンケートの配信から回答の集計までを外部評価機関が行うことで、評価プロセスの客観性と透明性を高めております。当期の評価プロセス及び評価結果は、以下のとおりです。

### (1) 評価プロセス

- ①外部評価機関の指摘・助言を踏まえて、当期の評価方法及びアンケート内容を検討し、取締役会へ報告。
- ②外部評価機関が全取締役及び全監査役に対し、実効性評価アンケート（無記名方式）を実施。
- ③外部評価機関が、上記②のアンケートの結果を取りまとめ、議論が必要と思われる課題や意見を抽出して全取締役及び全監査役へ報告。
- ④上記③のアンケート結果について、検討会を実施。
- ⑤検討会であがった意見や課題について、取締役会にて議論を行い、今後取り組むべき課題を決定。

### (2) 評価（アンケート）項目

- ・取締役会の運営
- ・企業倫理とリスク管理
- ・取締役会の構成・スキル
- ・モニタリング
- ・経営戦略への取り組み
- ・株主との対話
- ・持続的成長への取り組み
- ・指名委員会・報酬委員会

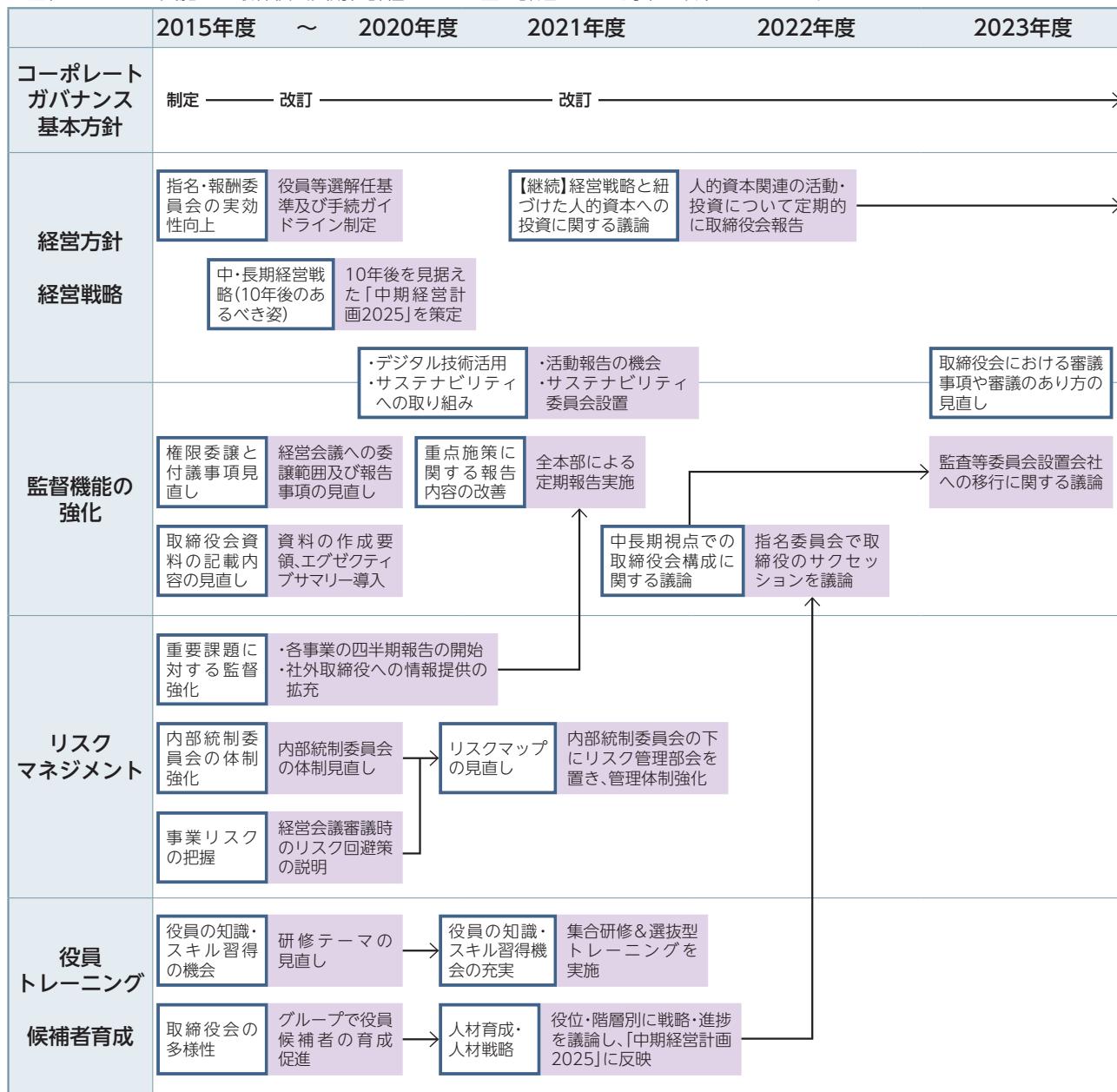
### (3) 評価結果及び今後の課題

外部評価機関より、真摯に取締役会の実効性評価に取り組み、企業価値の更なる向上に努めている点が評価されました。一方で、前回課題と認識された「経営戦略と紐づけた人的資本への投資に関する議論」については、評価の改善までに時間を要することから、引き続き課題と認識して取り組みを継続することといたします。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、「取締役会における審議事項や審議のあり方の見直し」を新たに取り組むべき課題として認識しました。これらの課題に計画的に取り組むことで取締役会の実効性の維持・向上に努めていきます。

## 取締役会の実効性評価における主な課題と対策

当社がこれまで実施した取締役会実効性評価における主な課題と、その対策は以下のとおりです。

□ 課題 ■ 対策



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	第83期 (2024年3月31日現在)	(ご参考) 第82期 (2023年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>297,219</b>	<b>274,396</b>
現金及び預金	102,783	87,197
受取手形及び売掛金	81,199	70,372
商品及び製品	33,287	34,695
仕掛品	44,993	46,885
原材料及び貯蔵品	24,056	23,234
その他	11,205	12,269
貸倒引当金	△305	△258
<b>固定資産</b>	<b>282,466</b>	<b>229,066</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>273,556</b>	<b>220,590</b>
建物及び構築物	172,862	129,144
機械装置及び運搬具	408,458	363,035
工具、器具及び備品	43,569	37,483
土地	16,171	15,858
建設仮勘定	39,100	47,571
減価償却累計額	△406,606	△372,502
<b>無形固定資産</b>	<b>1,807</b>	<b>1,663</b>
その他	1,807	1,663
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,102</b>	<b>6,812</b>
投資有価証券	1,342	1,447
退職給付に係る資産	77	71
繰延税金資産	4,168	3,825
その他	1,615	1,561
貸倒引当金	△100	△92
<b>資産合計</b>	<b>579,686</b>	<b>503,462</b>

科目	第83期 (2024年3月31日現在)	(ご参考) 第82期 (2023年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>85,780</b>	<b>112,140</b>
支払手形及び買掛金	29,745	23,012
短期借入金	4,200	30,200
一年内返済予定の長期借入金	9,255	17,958
未払金	22,013	24,735
未払法人税等	2,182	1,550
賞与引当金	5,056	4,205
役員賞与引当金	17	60
その他	13,310	10,416
<b>固定負債</b>	<b>163,806</b>	<b>72,843</b>
転換社債型新株予約権付社債	51,170	—
長期借入金	84,219	50,777
繰延税金負債	7,986	7,328
役員退職慰労引当金	48	39
退職給付に係る負債	6,994	5,666
その他	13,386	9,030
<b>負債合計</b>	<b>249,587</b>	<b>184,984</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>300,990</b>	<b>303,829</b>
資本金	33,575	33,575
資本剰余金	49,922	49,908
利益剰余金	230,905	233,802
自己株式	△13,411	△13,457
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>28,146</b>	<b>13,690</b>
その他有価証券評価差額金	478	631
繰延ヘッジ損益	△32	△0
為替換算調整勘定	27,861	13,086
退職給付に係る調整累計額	△161	△26
<b>新株予約権</b>	<b>961</b>	<b>958</b>
<b>純資産合計</b>	<b>330,098</b>	<b>318,478</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>579,686</b>	<b>503,462</b>

## 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第83期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)		(ご参考) 第82期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	
	売上高		322,647	
売上原価		257,191		232,085
売上総利益		65,456		87,419
販売費及び一般管理費		56,376		55,438
営業利益		9,079		31,980
営業外収益				
受取利息	1,324		723	
受取配当金	57		61	
為替差益	3,961		1,136	
助成金収入	771		1,591	
その他	431	6,546	255	3,769
営業外費用				
支払利息	698		463	
社債発行費	116		—	
休止固定資産減価償却費	137		52	
支払補償費	808		267	
その他	107	1,868	133	916
経常利益		13,757		34,832
特別利益				
固定資産売却益	24		171	
投資有価証券売却益	177		—	
ゴルフ会員権売却益	69	271	—	171
特別損失				
固定資産除売却損	730		886	
減損損失	1		20	
災害による損失	223		—	
独占禁止法関連損失	—		2,927	
その他	1	956	67	3,902
税金等調整前当期純利益		13,073		31,102
法人税、住民税及び事業税	4,270		5,767	
法人税等調整額	485	4,755	2,118	7,886
当期純利益		8,317		23,216
親会社株主に帰属する当期純利益		8,317		23,216

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

太陽誘電株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 宮 晋 伍  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新名谷 寛 昌  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽誘電株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽誘電株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

太陽誘電株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 宮 晋 伍  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新名谷 寛 昌  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽誘電株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画（監査方針、重点監査項目、職務の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け情報の共有化に努めるとともに、取締役会の審議内容について検討を行いました。また、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容を検証し、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針についても、その内容を検討いたしました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条に基づく「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

太陽誘電株式会社 監査役会

常勤監査役 大 嶋 一 幸 ㊟

常勤監査役 本 多 敏 光 ㊟

常勤社外監査役 吉 武 一 ㊟

社外監査役 藤 田 知 美 ㊟

以 上

# MEMO

---

# MEMO

---

# 株主総会会場ご案内図

**開催日時** 2024年6月27日(木曜日) 午後2時(受付開始 午後1時30分)

**開催場所** 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
JPタワー ホール&カンファレンス(KITTE 4階)ホール

**アクセス** JR東京駅 丸の内南口 徒歩1分  
※駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



- お土産のご用意はございません。
- 本定時株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。  
当社ウェブサイト <https://www.yuden.co.jp/>